

○田川地区清掃施設組合職員の退職手当に関する条例

令和2年3月27日

条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、田川地区清掃施設組合一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年条例第8号）及び田川地区清掃施設組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例第7号）の適用を受ける職員（以下「組合職員」という。）が退職し、又は死亡した場合の退職手当に関する事項を定めるものとする。

(組合職員の退職手当)

第2条 組合職員の退職手当については、田川市職員の退職手当に関する条例（昭和58年条例第14号）の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。